

④ 同意書

ご本人が亡くなられた場合に相続人となる親族に同意書を交付し、必要な事項を記載してもらった上、裁判所に提出してください（1枚しか添付しておりませんので、必要な枚数をコピーしてお使いください。）。

同意を得ることが困難な親族がいる場合（高齢の場合、これまでのいきさつから同意を得ることが困難な場合等）には、その親族の同意書を申立時に提出する必要はありません。

同意書

1 申立人_____申立てによる本人_____
についての後見等開始事件につき、本人に後見等が開始され、後見人等に
後見人等候補者_____が就任することに同意します。

2 後見人等による適切な後見等事務の実施に配慮し、協力します。

平成 年 月 日

住所 _____
氏名 _____ 印 _____
本人との関係 本人の (_____)
電話 _____
(携帯電話) _____

—この同意書にご記入いただくご親族の方々に—

この同意書は、申立人からの後見等開始の申立てを受理するにあたり、周囲の近い親族の方々からの提出をお願いしているものです。

後見人等は、本人の身上配慮に留意するとともに、本人の財産を管理し、あくまでも本人のために必要な支出を行います。後見人等は、本人の財産を恣意的に処分できる立場ではありません（なお、財産管理についての代理権のない保佐人・補助人には、そもそも法的な財産管理権限がありません。）。

したがって、後見人等が適正に後見等の事務を実施していくためには、一定の親族の方々にも、この制度について理解していただき、その上で、以上の点についての必要な配慮や協力をしていただくことが必要な場合もあります。

この同意書につきましては、後見等開始の手続について同意をいただける親族の方々から、申立人を通じて家庭裁判所に提出をお願いしています。これまでのいきさつから同意をすることが困難な場合には、提出する必要はありません（家庭裁判所から、必要に応じ、親族の方の意見を伺う場合があります。）。

同意書の内容については、後日、電話によりその内容について確認をさせていただく場合や、改めて、書面にて確認させていただく場合があることをご了承ください。

また、最終的な家庭裁判所の判断として、別の後見人等が選任されることもありますので、その点につきましてもお含み置きくださるようお願いいたします。

（長崎家庭裁判所）